

相談支援センターナイスケアリング 居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ナイスケアリングが開設する相談支援センターナイスケアリング居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 相談支援センターナイスケアリング居宅介護支援事業所
- ② 所在地 栃木県大田原市本町一丁目2714番地ビルラポール1F-B

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務職員1名以上、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間以外については可能な限り相談に応じるものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者の自宅及び利用者の入院先、入所先
- ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ④ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収することがある。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することがある。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 300円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上5キロメートルを増すごとに 300円
- ③ 乗用車以外の交通を利用したときはその実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

大田原市 及び那須塩原市 の全域

ただし上記以外の地域についても可能な限り相談に応じるものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ナイスケアリングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止・権利擁護に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止、身体拘束・行動制限の廃止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会の設置と運営
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 従業者に対する身体拘束・行動制限の廃止を啓発・普及するための研修の実施

(ハラスメント対策の強化)

第11条 事業所は職場におけるハラスメントの防止のため、就業規則等の整備、研修の実施、相談窓口の設置をおこなう。

(感染症対策の強化)

第12条 事業所は感染症対策について、以下の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 感染症対策委員会の設置
- 2 研修の実施（年1回以上）
- 3 訓練の実施

(BCP 業務継続計画)

第13条 事業所は、災害等の発生時に適切な運営を継続出来るよう、BCPを策定する。

BCP体制の責任者をさだめ、定期的な研修及び訓練を行い各職員への周知を行う。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この変更規定は、令和3年7月1日から施行する。

この変更規定は、令和4年1月1日から施行する。

この変更規定は、令和4年4月1日から施行する。

この変更規定は、令和6年4月1日から施行する。